

○財務省告示第三百八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年十二月三十日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成三十年十一月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

輸出統計品目表				輸入統計品目表			
統計番号		品名	単位	統計番号		品名	単位
			I				I
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
02.01		[略]		02.01		[同左]	
02.02		[略]		02.02		[同左]	
02.03		豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		02.03		豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
		－生鮮のもの及び冷蔵したもの				－生鮮のもの及び冷蔵したもの	
0203.11		－－枝肉及び半丸枝肉		0203.11		－－枝肉及び半丸枝肉	
	010	－－－いのししのもの	KG	010		－－－いのししのもの	KG
		－－－その他のもの				－－－その他のもの	
020		－－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		020		－－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	
		－－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		030		－－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	
	031	－－－－課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	KG				
	032	－－－－課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	KG				
040		－－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG	040		－－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	
0203.12		－－骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		0203.12		－－骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
	010	－－－いのししのもの	KG	010		－－－いのししのもの	KG

	023	―――他のもの ―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該 当する号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項 において同じ。）以下のもの ―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格を超える、部分肉に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第 1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう 。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	KG	023	―――他のもの ―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該 当する号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項 において同じ。）以下のもの ―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格を超える、部分肉に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第 1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう 。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	KG
	024	―――課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG	024	―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの	KG
	025	―――課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG	025	―――課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG
	022	―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの	KG	022	―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの	KG
0203.19	010	――その他もの ――いのししのもの	KG	0203.19	――その他もの ――いのししのもの	KG
	023	―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格以下のもの ―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格を超える、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	KG	023	―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格以下のもの ―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格を超える、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	KG
	024	―――課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG	024	―――課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG
	025	―――課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG	025	―――課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG
	022	―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの	KG	022	―――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの	KG
0203.21	010	――枝肉及び半丸枝肉 ――いのししのもの	KG	0203.21	――枝肉及び半丸枝肉 ――いのししのもの	KG
	020	―――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価 格以下のもの ―――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価 格を超える、枝肉に係る分岐点価格以下のもの	KG	020	―――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価 格以下のもの ―――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価 格を超える、枝肉に係る分岐点価格以下のもの	KG
	031	―――課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	KG	030	―――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価 格を超える、枝肉に係る分岐点価格以下のもの	KG

032	――――課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	KG			
040	――――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG	040	――――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.22	――骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	KG	0203.22	――骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	KG
010	――――いのししのもの	KG	010	――――いのししのもの	KG
	――――その他のもの			――――その他のもの	
023	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG	023	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		021	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	KG
024	――――課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG			
025	――――課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG			
022	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG	022	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.29	――その他のもの	KG	0203.29	――その他のもの	KG
010	――――いのししのもの	KG	010	――――いのししのもの	KG
	――――その他のもの			――――その他のもの	
023	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG	023	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		021	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超える、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	KG
024	――――課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG			
025	――――課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG			
022	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG	022	――――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
02.04	[略]	KG	02.04	[同左]	KG
02.05	[略]	KG	02.05	[同左]	KG
02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	KG	02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	KG
0206.10	{	KG	0206.10	{	KG
	[略]			[同左]	

0206.29			0206.29			
0206.30	－豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		0206.30	－豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
010	－－いのししのもの	KG	010	－－いのししのもの	KG	
	－－その他のもの			－－その他のもの		
091	－－－臓器	KG	091	－－－臓器	KG	
	－－－－その他のもの			－－－－その他のもの		
093	－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格以下のもの	KG	093	－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格以下のもの	KG	
	－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格を超えるもの		092	－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格を超えるもの	KG	
094	－－－－課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG				
095	－－－－課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG				
099	－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの	KG	099	－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの	KG	
	－豚のもの（冷凍したものに限る。）			－豚のもの（冷凍したものに限る。）		
0206.41	[略]		0206.41	[同左]		
0206.49	－－その他のもの		0206.49	－－その他のもの		
010	－－－いのししのもの	KG	010	－－－いのししのもの	KG	
	－－－－その他のもの			－－－－その他のもの		
091	－－－－臓器	KG	091	－－－－臓器	KG	
	－－－－－その他のもの			－－－－－その他のもの		
093	－－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限 度価格以下のもの	KG	093	－－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限 度価格以下のもの	KG	
	－－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限 度価格を超えるもの		092	－－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限 度価格を超えるもの	KG	
094	－－－－－課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG				
095	－－－－－課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG				
099	－－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの	KG	099	－－－－－課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの	KG	
0206.80	[略]		0206.80	[同左]		
0206.90	[略]		0206.90	[同左]		
02.07			02.07			

02.10	[略]		02.10	[同左]	
[略]	[同左]				
04.01	[略]		04.01	[同左]	
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
0402.10	－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。） －砂糖を加えたもの		0402.10	－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。） －砂糖を加えたもの	
110	－－独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの －－－その他のもの	KG	110	－－独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの －－－その他のもの	KG
121	－－－－関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG	121	－－－－関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
129	－－－－その他のもの －－その他のもの －－－幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。） －－－－学校等給食用のもの	KG	129	－－－－その他のもの －－その他のもの －－－幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。） －－－－学校等給食用のもの	KG
211	－－－－－関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG	211	－－－－－関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
212	－－－－－その他のもの	KG	212	－－－－－その他のもの	KG

	-----飼料用のもの			-----飼料用のもの		
216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	
217	-----その他のもの	KG	217	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの			-----その他のもの		
221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
	-----その他のもの			-----その他のもの		
222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	
	-----の			-----の		
229	-----その他のもの	KG	229	-----その他のもの	KG	
	-----粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）			-----粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）		
0402.21	-----砂糖その他の甘味料を加えてないもの	0402.21		-----砂糖その他の甘味料を加えてないもの		
	-----脂肪分が全重量の5%を超えるもの			-----脂肪分が全重量の5%を超えるもの		
	-----脂肪分が全重量の30%以下のもの			-----脂肪分が全重量の30%以下のもの		
111	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	111	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
119	-----その他のもの	KG	119	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの			-----その他のもの		
121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
129	-----その他のもの	KG	129	-----その他のもの	KG	
	-----その他のもの			-----その他のもの		
	-----学校等給食用のもの及び飼料用のもの			-----学校等給食用のもの及び飼料用のもの		
	-----学校等給食用のもの			-----学校等給食用のもの		
211	-----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	211	-----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	

212	-----その他のもの -----飼料用のもの	KG	212	-----その他のもの -----飼料用のもの	KG
216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内の もの	KG	216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内の もの	KG
217	-----その他のもの ----その他もの	KG	217	-----その他のもの ----その他もの	KG
221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律 <u>第17条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの -----その他のもの	KG	221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律 <u>第24条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの -----その他のもの	KG
222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内の もの	KG	222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内の もの	KG
229	-----その他のもの	KG	229	-----その他のもの	KG
0402.29	--その他のもの --脂肪分が全重量の5%を超えるもの --脂肪分が全重量の30%以下のもの	0402.29	0402.29	--その他のもの --脂肪分が全重量の5%を超えるもの --脂肪分が全重量の30%以下のもの	
111	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律 <u>第17条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの	KG	111	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律 <u>第24条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの	KG
119	-----その他のもの ----その他もの	KG	119	-----その他のもの ----その他もの	KG
121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律 <u>第17条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの	KG	121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律 <u>第24条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの	KG
129	-----その他のもの --その他もの	KG	129	-----その他のもの --その他もの	KG
211	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第17条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	211	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第24条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG

	-----その他のもの			-----その他のもの		
220	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	220	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG	
291	-----その他のもの	KG	291	-----その他のもの	KG	
0402.91	- その他のもの [略]		0402.91	- その他のもの [同左]		
0402.99	- その他のもの - 脂肪分が全重量の 8 % を超えるもの		0402.99	- その他のもの - 脂肪分が全重量の 8 % を超えるもの		
110	- - - - 加圧容器入りにしたホイップドクリーム - - - - その他のもの	KG	110	- - - - 加圧容器入りにしたホイップドクリーム - - - - その他のもの	KG	
121	- - - - 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第 17 条第 1 項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	121	- - - - 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第 24 条第 1 項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
129	- - - - その他のもの - - - - その他のもの	KG	129	- - - - その他のもの - - - - その他のもの	KG	
210	- - - - 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第 17 条第 1 項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	210	- - - - 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第 24 条第 1 項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
290	- - - - その他のもの	KG	290	- - - - その他のもの	KG	
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	KG	04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	KG	
0403.10	[略]		0403.10	[同左]		
0403.90	- その他のもの - - 減菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの - - 脂肪分が全重量の 1. 5 % 以下のもの - - - - バターミルクパウダーその他の固形状の物品 - - - - 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第 17 条第 1 項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及		0403.90	- その他のもの - - 減菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの - - 脂肪分が全重量の 1. 5 % 以下のもの - - - - バターミルクパウダーその他の固形状の物品 - - - - 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第 24 条第 1 項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及		

	び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの			び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
111	-----砂糖を加えたもの	KG	111	-----砂糖を加えたもの	KG
112	-----その他のもの	KG	112	-----その他のもの	KG
113	-----その他のもの	KG	113	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
	-----他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの			-----他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
116	-----砂糖を加えたもの	KG	116	-----砂糖を加えたもの	KG
117	-----その他のもの	KG	117	-----その他のもの	KG
118	-----その他のもの	KG	118	-----その他のもの	KG
	---脂肪分が全重量の1.5%を超えるもの			---脂肪分が全重量の1.5%を超えるもの	
	----バターミルクパウダーその他の固形状の物品			----バターミルクパウダーその他の固形状の物品	
	----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの			----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
121	-----砂糖を加えたもの	KG	121	-----砂糖を加えたもの	KG
122	-----その他のもの	KG	122	-----その他のもの	KG
123	-----その他のもの	KG	123	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
	-----他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの			-----他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
126	-----砂糖を加えたもの	KG	126	-----砂糖を加えたもの	KG
127	-----その他のもの	KG	127	-----その他のもの	KG
128	-----その他のもの	KG	128	-----その他のもの	KG
	---脂肪分が全重量の2.6%を超えるもの			---脂肪分が全重量の2.6%を超えるもの	
	----バターミルクパウダーその他の固形状の物品			----バターミルクパウダーその他の固形状の物品	
	----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの			----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
131	-----砂糖を加えたもの	KG	131	-----砂糖を加えたもの	KG
132	-----その他のもの	KG	132	-----その他のもの	KG

	133	-----その他のもの -----その他のもの -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG	133	-----その他のもの -----その他のもの -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	136	-----砂糖を加えたもの	KG	136	-----砂糖を加えたもの	KG
	137	-----その他のもの	KG	137	-----その他のもの	KG
	138	-----その他のもの	KG	138	-----その他のもの	KG
	200	--その他のもの	KG	200	--その他のもの	KG
04.04		ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	04.04		ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	
0404.10		-ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） -滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又是砂糖その他の甘味料を加えたもの --脂肪分が全重量の5%以下のもの -独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第17条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 <u>第24条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの <u>第2項</u> に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	0404.10		-ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） -滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又是砂糖その他の甘味料を加えたもの --脂肪分が全重量の5%以下のもの -独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 <u>第24条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 <u>第2項</u> に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	111	-----砂糖を加えたもの	KG	111	-----砂糖を加えたもの	KG
	119	-----その他のもの -----その他のもの -----無機質を濃縮したホエイ -----関税割当制度による数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG	119	-----その他のもの -----無機質を濃縮したホエイ -----関税割当制度による数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
	121	-----砂糖を加えたもの	KG	121	-----砂糖を加えたもの	KG
	122	-----その他のもの -----その他のもの	KG	122	-----その他のもの	KG
	125	-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携 <u>協定</u> に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの -----その他のもの	KG	129	-----その他のもの	KG

126	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 2 5 %未満のもの	KG				
127	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 2 5 %以上 4 5 %未満のもの	KG				
128	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 4 5 %以上のもの -----その他のもの -----砂糖を加えたもの	KG		-----その他のもの -----砂糖を加えたもの		
131	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、関税割当制度による数量（以下この号において「飼 料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内 のもの -----その他のもの	KG	131	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、関税割当制度による数量（以下この号において「飼 料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内 のもの -----その他のもの	KG	
135	-----関税暫定措置法第 8 条の 6 第 1 項又は第 9 条第 2 項の 規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を 受けて輸入するもの -----その他のもの	KG	139	-----その他のもの	KG	
136	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 2 5 %未満のもの	KG				
137	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 2 5 %以上 4 5 %未満のもの	KG				
138	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 4 5 %以上のもの -----その他のもの	KG		-----その他のもの		
141	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG	141	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG	
142	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、関税割当 制度による数量（以下この号及び第 0 4 0 4. 9 0 号に おいて「乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限 度数量」という。）以内のもの -----その他のもの	KG	142	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、関税割当 制度による数量（以下この号及び第 0 4 0 4. 9 0 号に おいて「乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限 度数量」という。）以内のもの -----その他のもの	KG	
145	-----関税暫定措置法第 8 条の 6 第 1 項又は第 9 条第 2 項の		149	-----その他のもの	KG	

	<u>規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</u>	KG			
	-----その他もの				
146	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	KG			
147	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上45%未満のもの	KG			
148	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの	KG			
	---その他もの				
	----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの				
151	-----砂糖を加えたもの	KG	151	-----砂糖を加えたもの	KG
159	-----その他のもの	KG	159	-----その他のもの	KG
	----その他もの				
	----無機質を濃縮したホエイ			----無機質を濃縮したホエイ	
	-----無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの			-----無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの	
161	-----砂糖を加えたもの	KG	161	-----砂糖を加えたもの	KG
162	-----その他のもの	KG	162	-----その他のもの	KG
	----その他もの		169	----その他もの	KG
165	-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携 協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG			
	-----その他もの				
166	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2 5%未満のもの	KG			
167	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2 5%以上45%未満のもの	KG			
168	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の4 5%以上のもの	KG			
	-----その他もの			-----その他もの	
	-----砂糖を加えたもの			-----砂糖を加えたもの	

171	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG	171	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG
175	----- <u>関税暫定措置法第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</u> -----その他のもの	KG	179		KG
176	----- <u>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの</u>	KG			
177	----- <u>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの</u>	KG			
178	----- <u>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの</u> -----その他のもの	KG		-----その他のもの	
181	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG	181	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
182	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用 調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG	182	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用 調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG
185	----- <u>関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</u> -----その他のもの	KG	189	-----その他のもの	KG
186	----- <u>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの</u>	KG			
187	----- <u>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの</u>	KG			
188	----- <u>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの</u>	KG			
200	-- その他のもの	KG	200	-- その他のもの	KG
0404.90	[略]		0404.90	[同左]	
04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド		04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	
0405.10	バター		0405.10	バター	

	—脂肪分が全重量の 8.5 %以下のもの			—脂肪分が全重量の 8.5 %以下のもの		
110	—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>17</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>24</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
	—その他もの			—その他もの		
121	———関税割当制度による数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	KG		———関税割当制度による数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	KG	
129	———その他もの	KG	129	———その他もの	KG	
	—その他もの			—その他もの		
210	—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>17</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>24</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
	—その他もの			—その他もの		
221	———共通の限度数量以内のもの	KG	221	———共通の限度数量以内のもの	KG	
229	———その他もの	KG	229	———その他もの	KG	
0405.20	—デイリースプレッド		0405.20	—デイリースプレッド		
010	—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>1</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>2</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
090	—その他もの	KG	090	—その他もの	KG	
0405.90	—その他もの		0405.90	—その他もの		
	—脂肪分が全重量の 8.5 %以下のもの			—脂肪分が全重量の 8.5 %以下のもの		
110	—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>17</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>24</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
190	—その他もの	KG	190	—その他もの	KG	
	—その他もの			—その他もの		
210	—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>17</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		—独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 <u>24</u> 条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
	—その他もの			—その他もの		
221	———共通の限度数量以内のもの	KG	221	———共通の限度数量以内のもの	KG	

04. 06	229	―――その他のもの	KG	04. 06	229	―――その他のもの	KG
⑥		[略]		⑥		[同左]	
04. 10				04. 10			
[略]				[同左]			
11. 01		[略]		11. 01		[同左]	
11. 07				11. 07			
11. 08		でん粉及びイヌリン －でん粉		11. 08		でん粉及びイヌリン －でん粉	
1108. 11		[略]		1108. 11		[同左]	
1108. 12		－－とうもろこしでん粉（コーンスターク） －－－関税割当制度による数量（以下この項及び第19. 01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		1108. 12		－－とうもろこしでん粉（コーンスターク） －－－関税割当制度による数量（以下この項及び第19. 01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	
010		－－－でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークグレーの製造に使用するもの	KG	010		－－－でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークグレーの製造に使用するもの	KG
020		－－－その他のもの	KG	020		－－－その他のもの	KG
		<u>－－－その他のもの</u>			090	<u>－－－その他のもの</u>	KG
091		－－－でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークグレーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの	KG				
099		<u>－－－その他のもの</u>	KG				
1108. 13		－－ぱれいしよでん粉 －－－でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		1108. 13		－－ぱれいしよでん粉 －－－でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	
010		－－－でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークグレーの製造に使用するもの	KG	010		－－－でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークグレーの製造に使用するもの	KG
020		－－－その他のもの	KG	020		－－－その他のもの	KG
		<u>－－－その他のもの</u>			090	<u>－－－その他のもの</u>	KG
091		<u>－－－でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスタークグレーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</u>					

		<u>性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</u>	KG					
099		<u>-----その他のもの</u>	KG					
1108.14		—マニオカ（カッサバ）でん粉 —でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	KG	1108.14	—マニオカ（カッサバ）でん粉 —でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	KG		
010		—でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG	010	—でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG		
020		<u>-----その他のもの</u>	KG	020	<u>-----その他のもの</u>	KG		
		<u>----その他もの</u>			<u>----その他もの</u>			
091		<u>-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</u>	KG					
099		<u>-----その他のもの</u>	KG					
1108.19		—その他のでん粉 —サゴでん粉 —でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	KG	1108.19	—その他のでん粉 —サゴでん粉 —でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	KG		
011		—でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG	011	—でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG		
012		<u>-----その他のもの</u>	KG	012	<u>-----その他のもの</u>	KG		
		<u>----その他もの</u>			<u>----その他もの</u>			
017		<u>-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</u>	KG					
018		<u>-----その他のもの</u>	KG		<u>-----その他のもの</u>	KG		
		—その他のもの			—でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの			
091		—でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの			—でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの			

		溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に 使用するもの	KG		溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に 使用するもの	KG
092		-----その他のもの -----その他のもの	KG	092 099	-----その他のもの -----その他のもの	KG
097		-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可 溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に 使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当 てを受けて輸入されるもの	KG			KG
098		-----その他のもの	KG			
1108.20		[略]		1108.20	[同左]	
11.09		[略]		11.09	[同左]	
[略]			[同左]			
18.01	{	[略]		18.01	[同左]	
18.05				18.05		
18.06		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	
1806.10		—ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） —砂糖を加えたもの		1806.10 100	—ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） —砂糖を加えたもの	KG
110		—しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG			
190		—その他のもの	KG			
200		—その他のもの	KG	200	—その他のもの	KG
1806.20		—その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。） —第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。） —ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		1806.20	—その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。） —第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。） —ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	
311		—その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG	311	—その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
319		—その他のもの	KG	319	—その他のもの	KG

	-----その他のもの		-----その他のもの	
321	-----砂糖を加えたもの	KG	321	-----砂糖を加えたもの
322	-----その他のもの	KG	322	-----その他のもの
	---その他のもの		---その他のもの	
	---砂糖を加えたもの		---砂糖を加えたもの	
	-----チュインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品		-----チュインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品	
112	-----チュインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG	111	-----チュインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの
	-----その他のもの		-----その他のもの	
113	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG	190	-----その他のもの
119	-----その他のもの	KG		
	-----その他のもの			
121	-----しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG		
129	-----その他のもの	KG		---その他のもの
	---その他のもの			
210	-----チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	KG	210	-----チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
290	-----その他のもの ---その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	KG	290	-----その他のもの ---その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）
1806.31	[略]		1806.31	[同左]
1806.32	---詰物をしてないもの		1806.32	---詰物をしてないもの
100	---チョコレート菓子 ---その他のもの ---砂糖を加えたもの	KG	100	---チョコレート菓子 ---その他のもの ---砂糖を加えたもの
212	-----チュインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG	211	-----チュインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの
	-----その他のもの		219	-----その他のもの
213	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG		
219	-----その他のもの	KG		

220	―――その他のもの	KG	220	―――その他のもの	KG
1806.90	－その他のもの		1806.90	－その他のもの	
100	――チョコレート菓子	KG	100	――チョコレート菓子	KG
	――その他のもの			――その他のもの	
	――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）			――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）	
	――――ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）			――――ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	
311	――――その他乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG	311	――――その他乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
319	――――その他のもの	KG	319	――――その他のもの	KG
	――――その他のもの			――――その他のもの	
321	――――砂糖を加えたもの	KG	321	――――砂糖を加えたもの	KG
322	――――その他のもの	KG	322	――――その他のもの	KG
	――――その他のもの			――――その他のもの	
	――――砂糖を加えたもの			――――砂糖を加えたもの	
212	――――チュインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG	211	――――チュインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
	――――その他のもの		219	――――その他のもの	KG
213	――――各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG			
219	――――その他のもの	KG			
220	――――その他のもの	KG	220	――――その他のもの	KG

[略]			[同左]		
20.01	〔略〕		20.01	〔略〕	
20.04			20.04		
20.05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）		20.05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）	
2005.10	〔略〕		2005.10	〔同左〕	
2005.20	〔略〕		2005.20	〔同左〕	
2005.40	－えんどう（ピスム・サティヴム）		2005.40	－えんどう（ピスム・サティヴム）	

	110	—砂糖を加えたもの —さや付きのもの <u>—その他もの</u>	KG	110	—砂糖を加えたもの —さや付きのもの <u>—その他もの</u>	KG	
	191	<u>—しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの</u>	KG	190		KG	
	199	<u>—その他もの</u> —その他のもの ——氣密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下の中に限る。）	KG		—その他のもの ——氣密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下の中に限る。）	KG	
	211	—さや付きのもの	KG	211	—さや付きのもの	KG	
	212	—その他もの —その他もの	KG	212	—その他もの —その他もの	KG	
	221	—さや付きのもの	KG	221	—さや付きのもの	KG	
	222	—その他もの —ささげ属又はいんげんまめ属の豆	KG	222	—その他もの —ささげ属又はいんげんまめ属の豆	KG	
2005.51		—さやを除いた豆 —砂糖を加えたもの		2005.51	—さやを除いた豆 —砂糖を加えたもの		
	110	——氣密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。） <u>—その他もの</u>	KG	110	——氣密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。） <u>—その他もの</u>	KG	
	191	<u>—しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの</u>	KG	190		KG	
	199	<u>—その他もの</u>	KG				
	200	—その他もの	KG	200	—その他もの	KG	
2005.59	{	[略]		{	[同左]		
2005.99				2005.99			
20.06	{	[略]		20.06			
20.09				20.09	[同左]		
[略]				[同左]			
21.01		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒーデ用物（いつたものに限る。）並びにそのエキ		21.01	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒーデ用物（いつたものに限る。）並びにそのエキ		

	ス、エッセンス及び濃縮物 —コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品			ス、エッセンス及び濃縮物 —コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品		
2101.11	—エキス、エッセンス及び濃縮物 —砂糖を加えたもの — <u>しょ糖の含有量が全重量の50%以上</u> のもの — <u>その他のもの</u>		2101.11 100 KG	—エキス、エッセンス及び濃縮物 —砂糖を加えたもの — <u>その他のもの</u>		KG
110						
190						
210	— <u>インスタントコーヒー</u>	KG	210 KG	— <u>インスタントコーヒー</u>		KG
290	— <u>その他のもの</u>	KG	290 KG	— <u>その他のもの</u>		KG
2101.12	—エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 —エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 —砂糖を加えたもの — <u>しょ糖の含有量が全重量の50%以上</u> のもの — <u>その他のもの</u>		2101.12 110 KG	—エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 —エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 —砂糖を加えたもの — <u>その他のもの</u>		KG
111						
112						
121	— <u>インスタントコーヒー</u>	KG	121 KG	— <u>インスタントコーヒー</u>		KG
122	— <u>その他のもの</u> — <u>コーヒーをもととした調製品</u> — <u>ミルクの天然の組成の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの</u> — <u>乳脂肪分が全重量の30%以下のもの</u>	KG	122 KG	— <u>その他のもの</u> — <u>コーヒーをもととした調製品</u> — <u>ミルクの天然の組成の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの</u> — <u>乳脂肪分が全重量の30%以下のもの</u>		KG
231	— <u>他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</u>	KG	231 KG	— <u>他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</u>		KG
232	— <u>その他のもの</u> — <u>他のもの</u>	KG	232 KG	— <u>その他のもの</u> — <u>他のもの</u>		KG
236	— <u>他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</u>	KG	236 KG	— <u>他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</u>		KG
237	— <u>その他のもの</u> — <u>他のもの</u> — <u>砂糖を加えたもの</u> — <u>しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの</u>	KG	237 KG	— <u>その他のもの</u> — <u>砂糖を加えたもの</u> — <u>しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの</u>		KG
241	— <u>各成分のうち砂糖の重量が最大のもの</u>	KG	241 KG	— <u>各成分のうち砂糖の重量が最大のもの</u>		KG

242	-----その他のもの	KG	242	-----その他のもの	KG
246	-----その他のもの	KG	246	-----その他のもの	KG
249	-----その他のもの	KG	249	-----その他のもの	KG
2101.20	[略]		2101.20	[同左]	
2101.30	[略]		2101.30	[同左]	
21.02		21.02			
⑥	[略]	⑥	[同左]		
21.05		21.05			
21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
2106.10	[略]		2106.10	[同左]	
2106.90	－その他のもの －－ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上の調製品 －－乳脂肪分が全重量の30%以下のもの －－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		2106.90	－その他のもの －－ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上の調製品 －－乳脂肪分が全重量の30%以下のもの －－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
111	－－－－アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした 栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG	111	－－－－アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした 栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
112	－－－－その他のもの	KG	112	－－－－その他のもの	KG
119	－－－－その他のもの －－－－その他のもの －－－－調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30% を超える70%以下のものに限る。） －－－－－関税割当制度による数量以内のもの	KG	119	－－－－その他のもの －－－－その他のもの －－－－調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30% を超える70%以下のものに限る。） －－－－－関税割当制度による数量以内のもの	KG
121	－－－－－ニュージーランドを原産地とするもの	KG	121	－－－－－ニュージーランドを原産地とするもの	KG
122	－－－－－その他のもの	KG	122	－－－－－その他のもの	KG
123	－－－－－その他のもの －－－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG	123	－－－－－その他のもの －－－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
124	－－－－－アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした 栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG	124	－－－－－アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした 栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
125	－－－－－その他のもの	KG	125	－－－－－その他のもの	KG
129	－－－－－その他のもの －－－－－その他のもの	KG	129	－－－－－その他のもの －－－－－その他のもの	KG

	517	――米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいづれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品			517	――米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいづれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品		
		――米の含有量が全重量の30%を超えるもの				――米の含有量が全重量の30%を超えるもの		
517	――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG		517	――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG		
518	――――その他のもの	KG	518	――――その他のもの	KG			
		――――その他のもの				――――その他のもの		
		――――小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの				――――小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの		
214	――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	214	――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG			
215	――――――その他のもの	KG	215	――――――その他のもの	KG			
		――――大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの				――――大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの		
216	――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	216	――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG			
219	――――――その他のもの	KG	219	――――――その他のもの	KG			
		――――その他のもの				――――その他のもの		
		――――糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）				――――糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）		
221	――――――分蜜糖のもの	KG	221	――――――分蜜糖のもの	KG			

229	-----その他のもの	KG	229	-----その他のもの	KG
230	-----チューインガム	KG	230	-----チューインガム	KG
240	-----こんにやく	KG	240	-----こんにやく	KG
	-----飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの (アルコール分が0.5%を超えるものに限る。)			-----飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの (アルコール分が0.5%を超えるものに限る。)	
246	-----果汁をもととした調製品 (アルコール分が1%未満のものに 限る。)	KG	246	-----果汁をもととした調製品 (アルコール分が1%未満のものに 限る。)	KG
247	-----その他のもの	KG	247	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
	-----砂糖を加えたもの			-----砂糖を加えたもの	
	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと			-----おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	
252	-----しょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG	251	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
	-----その他のもの		259	-----その他のもの	KG
253	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG			
259	-----その他のもの	KG			
	-----ビタミンをもととした栄養補助食品			-----ビタミンをもととした栄養補助食品	
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの			-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
261	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG	261	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG
262	-----その他のもの	KG	262	-----その他のもの	KG
269	-----その他のもの	KG	269	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
	-----しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの			-----しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの			-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
271	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG	271	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG
272	-----その他のもの	KG	272	-----その他のもの	KG
273	-----各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大 のもの	KG	273	-----各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大 のもの	KG
279	-----その他のもの	KG	279	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
281	-----小売用の容器入りにしたもので、容器とともに1個の重 量が500グラム以下のもの	KG	281	-----小売用の容器入りにしたもので、容器とともに1個の重 量が500グラム以下のもの	KG
282	-----しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの (小売用		282	-----しょ糖の含有量が全重量の85%以上のもの (小売用	

	の容器入りにしたもの（容器ともの 1 個の重量が 500 グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの 1 個の重量が 500 グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が 1 キログラムにつき 257 円を超えるものを除く。）	KG	の容器入りにしたもの（容器ともの 1 個の重量が 500 グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの 1 個の重量が 500 グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が 1 キログラムにつき 257 円を超えるものを除く。）	KG
	-----その他のもの		-----その他のもの	
	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	
283	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの 1 個の重量が 500 グラム以下のものに限る。）	KG	-----小売用の容器入りにしたもの（容器ともの 1 個の重量が 500 グラム以下のものに限る。）	KG
284	-----その他のもの	KG	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの		-----その他のもの	
510	-----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG	-----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG
590	-----その他のもの	KG	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの		-----その他のもの	
291	-----調製食用脂（第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 1 5 % を超え 30 % 未満のものに限る。）	KG	-----調製食用脂（第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 1 5 % を超え 30 % 未満のものに限る。）	KG
	-----アルコールを含有しない飲料のもと		-----アルコールを含有しない飲料のもと	
292	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG
293	-----その他のもの	KG	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの		-----その他のもの	
294	-----第 04.10 項の物品のもの	KG	-----第 04.10 項の物品のもの	KG
	-----その他のもの		-----その他のもの	
	-----ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		-----ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	
295	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	KG	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	KG
296	-----植物性たんぱくを加水分解したもの	KG	-----植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
	-----その他のもの		-----その他のもの	
301	-----たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める		-----たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める	

	物品に政令で定める調製を加えたものに限る。)	KG		物品に政令で定める調製を加えたものに限る。)	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
	-----ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス) その他の 第1212.21号の物品のもの			-----ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス) その他の 第1212.21号の物品のもの	
297	-----ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス)	KG	297	-----ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス)	KG
401	-----長方形 (正方形を含む。) の紙状に抄製したの もので、1枚の面積が430平方センチメート ル以下のもの (調味したものを除く。)	TH KG	401	-----長方形 (正方形を含む。) の紙状に抄製したの もので、1枚の面積が430平方センチメート ル以下のもの (調味したものを除く。)	TH KG
298	-----その他のもの	KG	298	-----その他のもの	KG
299	-----その他のもの	KG	299	-----その他のもの	KG

[略]			[同左]		
44.01		[略]	44.01		[同左]
44.11			44.11		
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	
4412.10	[略]		4412.10	[同左]	
	-----その他の合板 (木材 (竹製のものを除く。) の単板のみから成るもの で各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)			-----その他の合板 (木材 (竹製のものを除く。) の単板のみから成るもの で各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)	
4412.31	-----少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの -----少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッ ドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチエ 、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー (スウェイ テニア属のもの) 、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ又 はパリッサンドルロゼのもの -----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの		4412.31	-----少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッ ドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチエ 、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー (スウェイ テニア属のもの) 、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ又 はパリッサンドルロゼのもの -----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの	
111	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をし たもの	CM SM	111	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をし たもの	CM SM
191	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM SM	191	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM SM
911	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM SM	911	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM SM

921	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの -----その他のもの	CM	SM	921	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの -----その他のもの	CM	SM
931	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	931	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
941	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	941	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
951	-----厚さが24ミリメートル以上のもの ----その他もの ----少なくとも一の外面の单板がアビュラ、アフロルモシア、アコ 、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アズベ、バ ラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セ ドロ、ダベーマ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、 フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア 、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジ ョンコン、カプール、ケンバス、クルイン、コシポ、コチベ、 コト、ロウロ、マカランドゥバ、マコレ、マンディオケイラ、 マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバ ウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オ ンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、バドック（かりん） 、バルダオ、パリッサンドルグアテマラ、バウアマレロ、バウ マーフィム、ブライ、ブナ、クアルバ、ラミン、サキサキ、セ ブター、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、ト ラ、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ又はイエローメランチ のもの ----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これら に類する表面加工をしたもの	CM	SM	951	-----厚さが24ミリメートル以上のもの ----その他もの ----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの	CM	SM
119	----侧面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をし たもの	CM	SM	199	----その他もの ----その他もの ----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
919	----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM	929	----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの ----その他もの ----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
939	----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	949	----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
959	----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM				
112	----侧面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工を したもの	CM	SM				
192	----その他もの ----その他もの ----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM				
912	----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM				
922	----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの ----その他もの	CM	SM				

932	-----厚さが 6 ミリメートル以上 12 ミリメートル未満のもの	CM	SM				
942	-----厚さが 12 ミリメートル以上 24 ミリメートル未満のもの	CM	SM				
	の	CM	SM				
952	-----厚さが 24 ミリメートル以上のもの	CM	SM				
	-----その他のもの						
	-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの						
118	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM				
198	-----その他のもの	CM	SM				
	-----その他のもの						
	-----厚さが 6 ミリメートル未満のもの						
918	-----厚さが 3 ミリメートル未満のもの	CM	SM				
928	-----厚さが 3 ミリメートル以上 6 ミリメートル未満のもの	CM	SM				
	-----その他のもの						
938	-----厚さが 6 ミリメートル以上 12 ミリメートル未満のもの	CM	SM				
948	-----厚さが 12 ミリメートル以上 24 ミリメートル未満のもの	CM	SM				
	の	CM	SM				
958	-----厚さが 24 ミリメートル以上のもの	CM	SM	4412.33			
4412.33	[略]				4412.99	[同左]	
4412.99					44.13		
44.13	[略]					[同左]	
44.21				44.21			
[略]				[同左]			